

令和 7 年度

救護施設自主点検表

(経理)

(自主点検表作成日： 令和 年 月 日)

(設置) 経営者名	(代表者名)		
施設名			
施設長名		定員 ※直近の定員	名
所在地	〒		
T E L		F A X	
E-mail			
記入者	(職名)	(氏名)	

救護施設自主点検表（経理）の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、施設運営の状況を内部点検したうえで、「点検結果」欄の「□はい・□いいえ・□該当しない」のいずれかの□にチェックマークを入れ、「点検のポイント」には必要に応じてその内容を記載してください。
なお、自主点検項目中「～していますか。また、～していますか。」のように、二つの設問に対して「□はい・□いいえ」欄が一つしかない項目は、二つの設問の要件をいずれも満たしている場合のみ「□はい」の方にチェックマークを入れ、いずれかが「いいえ」の場合は「□いいえ」の方にチェックマークを入れてください。
- (2) 記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の作成日現在で記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。
- (4) 「点検のポイント」欄中、「⇒」部分は記入が必要な項目です。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

(文中の略称)	(法令・通知の名称)
「モデル経理規程」	⇒ ・ 社会福祉法人モデル経理規程（平成29年3月15日 全国社会福祉法人経営者協議会）
「39号改訂通知」	⇒ ・ 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日 雇児発・社援発・老発第0312001号、最終改正 平成29年3月29日 雇児発0329第5号・社援発0329第47号・老発0329第32号）
「40号改訂通知」	⇒ ・ 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日 雇児福発・社援基発・障障発・老計発第0312002号、最終改正 平成29年3月29日 雇児福発0329第4号・社援基発0329第2号・障障発0329第1号・老高発0329第2号）

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠通知等	県記載欄												
<p>1 会計事務等</p> <p>(1) 預金</p> <p>通帳（小切手帳含む）及び金融機関届出印の保管について、内部牽制組織を確立していますか。</p> <p>(2) 運営費（措置費）の管理</p> <p>運営費（措置費）は確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 金融機関届出印は、小切手帳や預金通帳等とは別の者が別の場所に保管するなど、内部牽制体制を確保すること。</p> <p>⇒ 通帳等保管・管理状況[保管・管理責任者の職名及び氏名を記入する。]</p> <table border="1" data-bbox="743 437 1750 593"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 名</th> <th>氏 名</th> <th>保 管 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通帳・小切手帳</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融機関届出印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 金融機関届出印の保管・管理を担当する職員や通帳等の保管・管理を担当する職員が病気休暇等により不在となる期間が生じる場合は、その期間については他の職員に保管・管理を担当させ、内部牽制体制を維持する必要がある。</p> <p>○ 運営費（措置費）の管理運用については、銀行等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。</p> <p>「安全確実でかつ換金性の高い方法」とは、銀行、農協等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。</p>	区 分	職 名	氏 名	保 管 場 所	通帳・小切手帳				金融機関届出印				<p>モデル経営規程第41条第3、4、5項</p> <p>39号改訂通知5</p> <p>40号改訂通知問12</p>	
区 分	職 名	氏 名	保 管 場 所													
通帳・小切手帳																
金融機関届出印																

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠通知等	県記載欄									
<p>2 運営費の弾力運用等</p> <p>(1) 運営費（措置費）を施設運営以外の経費に充てたりせず、施設を運営する事業に係る経費に充てていますか。</p> <p>(2) 当期末支払資金残高は当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下となっていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 施設職員、施設利用者等に対する慶弔費や地域の祭等への祝儀として交際費を支出している場合、慶弔規程や交際費規程等、支出の根拠となる規程を整備した上で支出すること。</p> <p>○ 施設経理区分（会計）で支出するのが不適切な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員、評議員の報酬、旅費 ・ 理事会・評議員会等の開催経費 ・ 政治団体等への寄附、会費 ・ 社会通念の範囲を超える慶弔費、自治会費、親睦会費 ・ 償還財源確保を目的とした理事長等の生命保険料 ・ 施設の事業に要しない自動車、個人所有の自動車の維持費 ・ 職員宿舎に係る経費のうち、利用者が負担すべき経費 ・ 支給の根拠となる規程や財源の裏付けのない職員退職金 <p>○ 当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであるため、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすることとされている。</p> <p>⇒ 当期末支払資金（繰越金）保有状況</p> <table border="1" data-bbox="743 874 1750 1034"> <thead> <tr> <th colspan="3">拠点区分資金収支計算書又は拠点区分資金収支明細書</th> </tr> <tr> <th>当期末支払資金残高（A）</th> <th>当該年度運営費（措置費）収入（B）</th> <th>割合（A/B）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">グレーのセルは入力不要</p> <p>※ 積み立てのため前期末支払資金残高を取り崩す場合は、理事会の承認を得ること。（39号改訂通知1の(4)を満たさない場合は、所轄庁と協議（取り崩す額がサービス区分収入予算額計の3%以下の場合は協議省略可）すること。）</p> <p>⇒資料1(4)</p>	拠点区分資金収支計算書又は拠点区分資金収支明細書			当期末支払資金残高（A）	当該年度運営費（措置費）収入（B）	割合（A/B）	円	円	%	<p>39号改訂通知3</p> <p>39号改訂通知4</p> <p>40号改訂通知問5</p>	
拠点区分資金収支計算書又は拠点区分資金収支明細書													
当期末支払資金残高（A）	当該年度運営費（措置費）収入（B）	割合（A/B）											
円	円	%											

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠通知等	県記載欄
<p>(3) 使途範囲等</p> <p>ア 運営費（措置費）を以降に掲げるとおり弾力的に運用している場合、弾力運用を適用できる要件（資料1）を満たしていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 39号改訂通知に定める運営費の弾力運用は、資料1の要件のすべてを満たす場合に認められる。 ただし、（4）についてのみ要件を満たさない法人については、40号改訂通知問5による取扱い（弾力運用に一部制限有）となる。</p> <p>※ 苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置、委員会の開催や第三者評価の受審及び結果の公表についての具体的な取扱いについては、40号改訂通知の問3及び問4に問答としてまとめられている。</p> <p>○ 39号改訂通知適用施設（救護施設）で、前記の要件をすべて満たす法人については、運営費を当該施設における人件費、管理費、事業費を相互に充てることができる。</p> <p>① 使用計画を作成した上での人件費積立金及び施設整備等積立金への積立</p> <p>② <u>民間施設給与等改善費（以下「民改費」という）加算相当額を限度とし、同一法人が運営する社会福祉施設等（39号改訂通知別表3）の整備等に係る経費として借入れた福祉医療機構等からの借入金償還及びその利息への充当⇒資料2①</u></p> <p>③ 預貯金利息等収入（運用収入）の、法人本部運営経費、同一法人が行う第一種・第二種社会福祉事業運営経費及び同一法人が行う事業規模が小さく社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる公益事業や指定居宅サービス事業等の運営経費への充当⇒資料2②</p> <p>※ 資料1（4）の要件（苦情解決体制の整備又は第三者評価受審・結果公表）のみを満たさない場合は、40号改訂通知により、上記①から③については次のとおり一部制限が加えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①について、積立は、使用計画を作成した上で、人件費積立金、修繕積立金及び備品等積立金となる ②について、運営費を施設の整備等に係る経費へ繰入れとして認める範囲は、<u>民改費の管理費加算相当額が限度となる⇒資料2①</u> ③について、繰入れが認められる運用収入は、当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費（人件費及び管理費）から生じる運用収入が限度となる⇒資料2② 	<p>39号改訂通知1</p> <p>40号改訂通知問5</p> <p>40号改訂通知問3、問4</p> <p>39号改訂通知3</p> <p>39号改訂通知3(2)</p> <p>39号改訂通知3(3)</p> <p>39号改訂通知3(4)</p> <p>40号改訂通知3問5</p>	
<p>イ 積立金を積み立てる際、使用計画を作成した上で積み立てていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、次の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができる。</p>	<p>39号改訂通知3(2)</p> <p>40号改訂通知問6</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠通知等	県記載欄
<p>いますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>る。</p> <p>① 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 (人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること)</p> <p>② 施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金 (建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品、備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に係る支出が見込まれる時期等を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること)</p> <p>なお、土地取得に要する費用を取崩すことができるのは当該施設の増改築に係る計画について、理事会の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限り)</p> <p>※ 資料1(4)の要件(苦情解決体制の整備又は第三者評価受審・結果公表)のみを満たさない場合、積立金の取扱いは次のとおりとなる。</p> <p>① 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 (給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること)</p> <p>② 修繕積立金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金 (建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること)</p> <p>③ 備品等購入積立金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金 (業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること)</p> <p>・ 修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができる。この場合の経理処理は、支出の目的に応じて、各施設経理区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。</p>	<p>40号改訂通知問5</p>	
<p>ウ 各積立金を目的外に使用する 場合、理事会(知事)の承認を 得ていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査のうえ、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。</p>	<p>39号改訂通知3(2)</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠通知等	県記載欄
		<p>○ 目的以外の使用とは、施設整備等積立金を同一法人の当該施設以外の社会福祉施設等（39号改訂通知別表3）の新築又は増改築に係る経費（土地取得費を含む）に充当する等法人の経営上止むを得ない場合に限られるものであること。</p> <p>※ 資料1（4）の要件（苦情解決体制の整備又は第三者評価受審・結果公表）のみを満たさない場合、人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金をそれぞれの目的以外に使用する際は、事前に所轄庁と協議すること。</p> <p>⇒ 目的外使用承認状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的外使用理由] ・ 使用額 _____ 円 ・ 使用時期（「〇年〇月頃」との記載可） 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（日） ・ 理事会（所轄庁）承認年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 </div> <p>○ 運営費については、民改費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等（39号改訂通知別表3）の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p> <p>⇒資料2①</p> <p>○ 対象となる社会福祉施設等の整備等に係る経費とは、具体的には、39号改訂通知別表3に掲げる施設及び施設運営上不可欠な作業棟、訓練棟、車庫、物置等及び職員住宅に対する独立行政法人福祉医療機構の設置・整備資金の範囲（建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金）であること。</p> <p>○ 新築又は増改築等のために、社会福祉施設等の整備に係る資金の借入をする場合、償還計画に民改費加算相当額の充当を予定とすることは差し支えない。</p>	<p>40号改訂通知問6</p> <p>40号改訂通知問5</p> <p>39号改訂通知3(3)</p> <p>40号改訂通知問7</p> <p>40号改訂通知問8</p>	
<p>エ 運営費（措置費）を同一の設置者が運営する社会福祉施設等の整備等に係る借入金の償還金及びその利息に充当する場合、その額は民改費加算額（民改費管理費加算額）の範囲内となっていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい ・ <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>※ 資料1（4）の要件（苦情解決体制の整備又は第三者評価受審・結果公表）のみを満たさない場合、運営費について施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（40号改訂通知問5答1(1)注1）及び在宅福祉事業を行うための施設（40号改訂通知問5答1(1)注2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む））の借入を認める範囲は、民改費の管理費として加算された額に相当</p>	<p>40号改訂通知問5</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠通知等	県記載欄
<p>オ サービス区分(又は、拠点区分)にて発生した預貯金利息等収入を法人本部運営経費等に充当する場合、その取扱いは適正に行われていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>として、利息等収入が、預貯金に認められる範囲内、各金融機関ごとに異なる額が限度となるものであること。</p> <p>○ サービス区分(又は、拠点区分)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という)については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。</p> <p>○ 過去の運営の実績等を勘案して、妥当な償還額を計上するよう留意する。既存法人が、新築又は増改築等のために、社会福祉施設等の整備に係る資金の借入をする場合、償還計画に運用収入の充当を予定とすることは差し支えない。</p> <p>○ 独立行政法人福祉医療機構等に対する償還金及びその利息への充当並びに他のサービス区分(又は、拠点区分)への運用収入の繰入に当たっては、当該年度内に確実に収納できと思われる運用収入額について、根拠を明確にした上で、必要額を充当又は繰入して差し支えないが、年度末時点で結果的に繰入れ可能額を上回って繰入れられている場合には、精算しサービス区分(又は、拠点区分)へ戻すこと。</p> <p>○ 運用収入を法人本部の運営に要する経費として繰り入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、会計省令に定める資金収支計算書の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費である。</p> <p>また、役員報酬については、対象経費として差し支えないが、役員報酬規程等を整備した上で、勤務実態に即して支給しているものであること。</p>	<p>39号改訂通知3(4)</p> <p>40号改訂通知問8</p> <p>40号改訂通知問9</p> <p>40号改訂通知問11</p>	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠通知等	県記載欄
<p>カ 前期末支払資金残高を取崩して使用する場合、理事会（知事）の承認を得ていますか。</p> <p>また、適正に使用していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい ・ <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>※ 資料1（4）の要件（苦情解決体制の整備又は第三者評価受審・結果公表）のみを満たさない場合、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費に対し、施設経理区分において発生した運営費の運用収入の繰入れを認める範囲は、当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費（人件費及び管理費）相当額から生じるであろう運用収入（当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入）が限度となるものであること。</p> <p>⇒資料2②</p> <p>○ 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において次の経費に充当することができる。</p> <p>⇒資料2③</p> <p>① 法人本部の運営に要する経費</p> <p>② 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費</p> <p>③ 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費</p> <p>○ 決算済みの前期末支払資金残高について、当初予算に計上の上、前記①から③の経費に充当することは差し支えない。</p> <p>○ 前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰り入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、会計省令に定める資金収支計算書の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費である。</p> <p>また、役員報酬については、対象経費として差し支えないが、役員報酬規程等を整備した上で、勤務形態に則して支給しているものであること。</p> <p>※ 資料1（4）の要件（苦情解決体制の整備又は第三者評価受審・結果公表）のみを満たさない場合、前期末支払資金残高を取崩す際は、事前に所轄庁と協議すること。</p> <p>⇒資料2③</p> <p>ただし、（4）の要件のみを満たさない場合の前期末支払資金残高の取崩しに当たり、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合は、所轄庁協議を省略して差し支えない。</p>	<p>40号改訂通知問5</p> <p>39号改訂通知4</p> <p>40号改訂通知問10</p> <p>40号改訂通知問11</p> <p>40号改訂通知問5の2</p>	
		<p>⇒ 資料1（4）の要件のみを満たさない場合の、取崩し協議を省略した理由</p>		

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 通 知 等	県 記 載 欄
<p>(4) 貸付 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分に対する資金の貸付は適正に行われていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <input type="checkbox"/>「自然災害その他止むを得ない理由」に該当する 具体的理由 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> </div> <p>○ 運営費の同一法人内における各サービス区分、拠点区分又は事業区分への資金の貸借については、経営上止むを得ない場合（他のサービス区分等において補助金収入・措置費収入の遅れ等により資金不足を生じた場合又は収益事業に一時的な資金不足が生じた場合であって、いずれも年度内返済が確実である場合に限られる）に、当該年度内に限って認められる。</p> <p>○ 同一法人内の各サービス区分、拠点区分又は事業区分 <u>以外への貸付は一切認められないものであること。</u></p>	<p>39号改訂通知5 40号改訂通知問13</p> <p>39号改訂通知5(2)</p>	